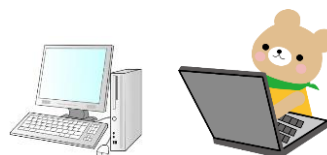


換金性の高い物品

10万円未満でも下記の物品は、資産シールを貼付のうえ、管理する必要があります。
廃棄する場合は、不用決定申請書をご提出ください。

(修理不能証明書がなくても供用公募に掲載することなく、不用決定承認通知書が発行されます。)

* パソコン（デスクトップ型PC、ノート型PC、サーバー等）



* タブレット型コンピューター（スマートフォン、タブレット型PC等）



* デジタルカメラ（コンパクト型、ミラーレス型、一眼レフ型等）



* ビデオカメラ（ハンディタイプ、アクションタイプ等）



* テレビ（デジタルテレビ、PCモニター等）



* 録画機器（DVDレコーダー、BDレコーダー、HDDレコーダー等）

